2020 年 4 月 1 日

吸収分割にかかる事後開示書面

東京都千代田区麹町三丁目 1 番地
株式会社昭文社ホールディングス
代表取締役社長　黒田茂夫

東京都千代田区麹町三丁目 1 番地
株式会社ＭＥＧＵＲＵ
代表取締役　上原嗣則

株式会社昭文社ホールディングス（以下「吸収分割会社」といいます）及び株式会社 MEGURU（以下「吸収分割承継会社」といいます）は、2019 年 12 月 6 日に吸収分割契約を締結し、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の「旅行業全般（レストラン及び現地ツアー予約、現地アクティビティ主催等）に関する事業」に関する一切の権利義務を吸収分割承継会社に承継させ、吸収分割承継会社がこれを承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を実施いたしました。

会社法第 791 条第 2 項、第 801 条第 3 項 2 号および会社法施行規則第 189 条に基づき、次のとおり開示いたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020 年 4 月 1 日

2. 吸収分割会社における事項

① 吸収分割の差止請求にかかる手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

② 株式買取請求にかかる手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 785 条第 4 項に基づき、2020 年 2 月 20 日に株主に対して電子公告を行いましたが、同条第 1 項による株式買取請求をした株主はいませんでした。

③ 新株予約権買取請求にかかる手続の経過

吸収分割会社の新株予約権者は吸収分割承継会社の新株予約権の交付を受けないことから、会社法第 787 条の規定による新株予約権買取請求は本吸収合併に適用がありません。

④　債権者異議にかかる手続の経過

吸収分割会社は吸収分割承継会社に承継した債務について重畳的債務引受をしていることから、会社法第 789 条の規定による債権者異議申述は本吸収合併に適用がありません。

3.　吸収分割承継会社における事項

①　吸収分割の差止請求にかかる手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

②　株式買取請求にかかる手続の経過

会社法第 797 条の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。

③　債権者異議にかかる手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に従い、2020 年 2 月 20 日に官報公告を行い、また、同日付けで知れたる債権者に個別催告を行いましたが、異議申述期限までに同条 1 項による異議を述べた債権者はいませんでした。

4.　吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割会社から、「旅行業全般（レストラン及び現地ツアー予約、現地アクティビティ主催等）に関する事業」に関する資産、負債その他の権利義務のすべてを承継いたしました。承継した資産の額は 499 百万円、負債の額は 143 百万円（いずれも概算値）です。

5.　吸収分割の変更の登記をした日

2020 年 4 月 1 日

6.　その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上